

供託書(地代・家賃弁済)

申請年月日	令和4年 7月 29日				法令条項	民法494条	令和 2 年度金第 12345 号		
供託の表示	名古屋法務局				契約内容 供託の原因たる事実 供託の事由	賃借の目的物	愛知県一宮市公園通4-17-1 鉄骨造陸屋根三階建店舗 1階 101号室 床面積70.00m ²		
供託者の住所氏名	岐阜市橋詰町111 岐阜弁ビル505号室 株式会社 ミータス 岐阜市今沢町222 井之口マンション1001号室 代表取締役 花田香澄					賃料	月80,000円	支払日	翌月分毎月末日まで
						支払場所	1. 被供託者住所 2. 供託者住所 3.		
						供託する賃料	令和4年 7月分		
							1. 令和 4 年 6 月 27 日提供したが受領を拒否された。		
被供託者の住所氏名	名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 真城 聰					2. 受領することができない。 のため 3. 受領しないことが明らかである。 4. 債権者を確知できない。			
1. 供託により消滅すべき債権又は抵当権 2. 反対給付の内容		備考							
供託金額	百	十	万	千	百	十	円		
			¥	8	0	0	0	0	

上記供託金を受理する。
供託金の受領を証する。

令和4年7月29日
名古屋法務局
供託官 石原恒和 印

供託書(地代・家賃弁済)

申請年月日	令和4年 7月 29日				法令条項	民法494条	令和 2 年度金第 12345 号		
供託の表示	名古屋法務局				契約内容 供託の原因たる事実 供託の事由	賃借の目的物	愛知県一宮市公園通4-17-1 鉄骨造陸屋根三階建店舗 1階 101号室 床面積70.00m ²		
供託者の住所氏名	岐阜市橋詰町111 岐阜弁ビル505号室 株式会社 ミータス 岐阜市今沢町222 井之口マンション1001号室 代表取締役 花田香澄					賃料	月80,000円	支払日	翌月分毎月末日まで
						支払場所	① 被供託者住所 ②. 供託者住所 ③.		
						供託する賃料	令和4年 8月分		
						1. 令和 年 月 日提供したが受領を拒否された。			
被供託者の住所氏名	名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 真城 聰				7月分賃料の受領を拒否され、その際に家屋の明渡要求があり、 予め賃料の受領を拒絶され目下係争中	のため 2. 受領することができない。 3. 受領しないことが明らかである。 4. 債権者を確知できない。			
					1. 供託により消滅すべき債権又は抵当権 2. 反対給付の内容				
					備考				
					供託金額				百
			¥	8	0	0	0		

上記供託金を受理する。
供託金の受領を証する。

令和4年7月29日
名古屋法務局
供託官 石原恒和 印

※ 同様の供託書により、これ以後も供託は継続しているものとする。